

プレミアムメンバー会員規約

本規約は、株式会社ピーシーデポコーポレーション（以下「当社」といいます。）が提供する、プレミアムメンバーとご家族の生活のデジタル化全般をお手伝いし、いわゆるデジタル・デバイドを解消することでカスタマーサクセスを実現する「ご家庭のデジタル担当」定額会員制サービスについて、当社及びサービス提供を受けるプレミアムメンバーの権利義務並びに当社が提供するサービス一体型メンバーシップの内容を規定するものです。

第1章 総則

第1条 （定義）

本規約において、以下に掲げる略語は、各号に定める意味を有するものとします。

(1) 当社

株式会社ピーシーデポコーポレーションを指します。

(2) 本メンバーシップ

当社とプレミアムメンバーとの間で締結されるメンバーシップであり、本メンバーシップの内容は本規約及び個別規約、「プレミアムメンバー入会申込書」及び「お申込み内容 確認事項」等に記載のとおりとします。

(3) プレミアムメンバー

当社の定めるメンバーシップへの入会を認められ、当社が提供するデジタル担当定額会員制サービスを受けることのできる資格を有するお客様をいいます。

(4) プレミアムサービス（デジタル担当定額会員制サービス）

当社がプレミアムメンバーに対し、定額会員制で提供する機器（提供機器がある場合）及びソフトウェアの提供並びにこれらのサポートサービスを統合したサービス一体型メンバーシップであり、具体的な内容は本メンバーシップに定めるとおりとします。

(5) 提供機器

本メンバーシップに基づき、プレミアムサービスの一環として当社がプレミアムメンバーに対して提供する機器をいい、提供機器の具体的な内容は本メンバーシップに定めるとおりとします。

(6) サポート対象機器

本メンバーシップに基づき、プレミアムサービスの一環としてプレミアムメンバーに提供するサポートサービスの対象となる機器を指し、サポート対象機器の具体的な内容は本メンバーシップに定めるとおりとします。

(7) 提供ソフトウェア

本メンバーシップに基づき、プレミアムサービスの一環として当社がプレミアムメンバーに対して使用を許諾するソフトウェア及びコンテンツをいい、提供ソフトウェ

アの具体的な内容は本メンバーシップに定めるとおりとします。

(8) サポート対象ソフトウェア

本メンバーシップに基づき、プレミアムサービスの一環としてプレミアムメンバーに提供するサポートサービスの対象となるソフトウェア及びコンテンツを指し、サポート対象ソフトウェアの具体的な内容は本メンバーシップに定めるとおりとします。

(9) デジタル担当

本メンバーシップに基づき、プレミアムメンバーとご家族の生活のデジタル化全般のお手伝いをする当社のデジタルライフプランナーを指します。

第2条 (本メンバーシップの目的)

本メンバーシップは、プレミアムメンバーのご家庭のデジタル担当を提供し、いわゆるデジタル・デバイドを解消することでプレミアムメンバーとご家族のカスタマーサクセスを実現することを目的とします。

第3条 (サービス一体型メンバーシップ)

- 1 本メンバーシップの締結後、当社はプレミアムメンバーに対し、本メンバーシップの条項に従って提供機器がある場合は提供機器を引き渡すとともに提供ソフトウェアの使用許諾を行い、かつ、サポート対象機器及びサポート対象ソフトウェアの利用に係るサポートサービスを提供します。
- 2 プレミアムサービスの内容をなす機器の引き渡し、ソフトウェアの使用許諾及びサポートサービスの提供は、これら全ての要素が一体として提供されることにより、初めて第2条に定めるメンバーシップ目的を達成できることに照らし、これらの要素は不可分一体のメンバーシップであり、一部の要素のみを分離・独立してメンバーシップの締結、メンバーシップの解約又は解除することはできないことを確認します。
- 3 サポートサービスの具体的な内容は、本メンバーシップに規定するほか、個別規約、「お申込み内容 確認事項」に定めるとおりとします。
- 4 前各項の定めに関わらず、プレミアムメンバーとご家族のデジタルライフの利便性向上に資する制度やサービスを新設する場合、当社は本規約とは別に内容を定めて周知するものとします。

第2章 メンバー登録及びメンバー情報の管理

第4条 (メンバー登録)

- 1 プレミアムメンバーとなることを希望するお客様（以下「入会希望者」といいます。）が、本規約及び個別規約の各条項に同意して当社に対し「プレミアムメンバー入会申込書」及び「お申込み内容 確認事項」を提出して入会申込を行い、当社がこれを承諾して入会希望者にお客様番号を付与した場合には、入会希望者はプレミアムメンバーとしての地

位を取得します。

- 2 前項の規定により入会希望者がプレミアムメンバーとしての地位を取得することにより、当該プレミアムメンバーと当社との間で、本メンバーシップが成立するものとします。本メンバーシップの内容は、本規約及び個別規約の各規定に定めるものとします。
- 3 メンバー登録が完了した場合、当社はプレミアムメンバーに対し、プレミアムメンバーカード及びメンバーアドレス（ドメイン名 o z z i o . j p のメールアドレス）を発行するとともに、「トータルサービスメンバー申込書」及び「お申込み内容 確認事項」の控えをプレミアムメンバーに交付します。
- 4 当社は、入会希望者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、メンバー登録を承諾しない場合があります。
 - (1) メンバー登録時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 本メンバーシップに規定する料金の支払いを過去に怠り、又は将来怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に当社において入会希望者とのメンバーシップを解除したことがあり、又は当社が入会希望者に対するサービスの利用を停止したことがあった場合
 - (4) 未成年者である場合
 - (5) 入会希望者が、指定したクレジットカードの名義人と異なる場合
 - (6) 入会希望者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社から、クレジットカード利用メンバーシップの解除その他の事由により当該クレジットカードの利用を認められていない場合
 - (7) 当社が入会希望を承諾することにより、技術上又は当社の業務遂行上著しい支障があると判断した場合
 - (8) 入会希望者が法人又は個人事業主として自ら営む事業での利用を目的としていることが判明した場合（ただし、プレミアムメンバー for Business コースを除く）
 - (9) 入会希望者が第 48 条（暴力団等反社会的勢力の排除）に規定する反社会的勢力に該当する場合
 - (10) 前各号のほか、当社が入会希望をお断りすることが相当と判断した場合
- 5 メンバー登録後にプレミアムメンバーが前項第 1 号から第 9 号までのいずれかの規定（各規定における「入会希望者」は「プレミアムメンバー」と読み替えます。）に該当することが判明した場合には、当社は所定の方法で当該プレミアムメンバーに通知することにより、本メンバーシップを解除して、プレミアムメンバーを退会させることができるものとします。ただし、前項第 2 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号の規定に該当する場合は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告したにもかかわらず、期間内に是正されない場合に限ります。
- 6 本メンバーシップの申込をする入会希望者が第 32 条（料金等の支払方法）に規定する料金等の支払方法に同意する場合は、当社所定のオンラインサインアップ手続きによる

申込が可能です。この場合、当社はプレミアムメンバーに対し、プレミアムサービスを利用するためのお客様番号を交付いたします。

第5条 (サポート対象機器の動作確認)

- 1 当社は前条に定める入会申込の承諾の前に、サポート対象機器の動作確認を行い、サポート対象機器が正常に動作する場合のみ、前条の入会申込を承諾するものとします。動作確認の基準及び正常動作の基準は当社が定めるものとします。
- 2 サポート対象機器は、当社が提供した機器又はプレミアムメンバーが所有権を持つ機器に限ります。当社はプレミアムメンバーに適切なサポートサービスを提供するため、当社所定の方法によってサポート対象機器の製品名、シリアル番号を保管し、プレミアムメンバーはこれを承諾するものとします。

第6条 (プレミアムメンバーカードの管理)

- 1 プレミアムメンバーカードは、カードに記載されているお客様番号により関連付けられたプレミアムメンバー以外は利用できません。
- 2 プレミアムメンバーカードの所有権は当社に留保されるものとし、プレミアムメンバーは善良なる管理者の注意をもってプレミアムメンバーカード及び当該カードに係る情報（お客様番号等）を管理しなければなりません。
- 3 プレミアムメンバーは、他者に対しプレミアムメンバーカードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供し、又はカード情報を預託もしくは利用させてはならないものとします。
- 4 プレミアムメンバーによるプレミアムメンバーカードの紛失、毀損等に起因して発生するいかなる損害（第8条（プレミアムメンバーカードの機能）の規定によりサービス提供を受けられることによる損害を含みます。）も、当社は責任を負わないものとします。

第7条 (プレミアムメンバーカードの再発行)

プレミアムメンバーカードの紛失、盗難、破損又は滅失等の場合、当社が認めた場合に限りプレミアムメンバーカードを再発行します。この場合、プレミアムメンバーは第29条（手続きに関する料金の支払義務）第1項第6号に規定する手数料を当社所定の方法に従い支払うものとします。

第8条 (プレミアムメンバーカードの機能)

プレミアムメンバーカードは、プレミアムメンバーがプレミアムサービスに入会したことを見証するものであり、プレミアムメンバーカードの提示がない場合、プレミアムサービスの内容となるサービスや特典を利用できないことがあります。

第9条（メンバー情報の管理及び利用）

- 1 プレミアムメンバーは、CLUB PC DEPOTの利用に係るメールアドレス及びパスワード（以下「ozzi o IDアカウント」と総称します。）を、プレミアムメンバー本人の責任により管理及び利用しなければなりません。ozzi o IDアカウントのプレミアムメンバー自身による利用上の過誤及び第三者による不正利用等に起因する損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
- 2 プレミアムメンバーは、当社が別に定める場合を除き、ozzi o IDアカウントを第三者に利用させたり、貸与又は譲渡したり、あるいはこれらの行為をすることを企図することはできません。
- 3 当社は、ozzi o IDアカウントに含まれるメールアドレス（以下「本メールアドレス」といいます。）をサポート対象機器で利用できるよう、サポート対象機器の本体設定等を行うものとします。
- 4 本メールアドレスは当社が指定するメールソフトにて利用するものとし、メールソフトの設定は当社及び業務委託先が行うものとします。当社が指定するメールソフト以外のソフトウェアを利用した場合、上記メールソフトの設定を行わなかった場合、当社は本メールアドレスの動作を保証しないものとします。
- 5 本メールアドレスの受信サーバ容量は5GBを上限とし、上限を超過した場合は古いデータから順に削除されます。又、データの保持期間は90日間であり、その間に受信されなかったメールは削除されます。
- 6 設備の状況により、本メールアドレスに係る電子メールの送受信について遅延又は未着が生じることがありますが、当社はこれらの遅延又は未着、その他本メールアドレスのトラブルによりプレミアムメンバーに発生する直接及び間接の損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 7 当社が他の事業者から提供されているオンラインサービス等を利用するための設定を行う場合、プレミアムメンバーは当社に対して設定に必要なアカウント情報を提示した上で、当社が実施する設定作業やその内容及び結果について、誤りがないこと、依頼した以外の設定がされていないことを監督する義務があるものとします。なお、設定に掛かる技術手数料や、当該オンラインサービスの規約にて登録料金及び利用料その他必要となる費用の支払いを要する場合は、プレミアムメンバーが負担するものとします。

第10条（届出事項の変更）

- 1 プレミアムメンバーは、氏名、住所、連絡先及び料金等の支払に利用するクレジットカード情報に変更があった場合は、直ちにその旨を当社所定の方法に従い当社に届け出るものとします。
- 2 プレミアムメンバーがコース変更、オプションサービスの追加、解除又は変更を希望する場合には、当社所定の方法に従って申請するものとします。当社がプレミアムメンバー

の申請を承諾した場合、毎月の初日から 20 日までに当社に通知が到達したものは当該通知のあった月の末日に、毎月の 21 日から末日までに当社に通知が到達したものは当該通知のあった月の翌月末日に、変更した事項を適用するものとします。この場合、プレミアムメンバーは第 29 条（手続きに関する料金の支払義務）第 1 項第 2 号に定める事務手数料を支払うものとします。

第 3 章 プレミアムサービスの提供

第 11 条 （提供開始日）

プレミアムサービスの提供開始日は、第 4 条（メンバー登録）の規定に基づいて入会申込を当社が承諾し、又は当社所定のオンラインサインアップによる入会手続きが完了した日をいいます。

第 12 条 （提供ソフトウェアの使用許諾）

- 1 当社はプレミアムメンバーに対し、本メンバーシップの期間中、提供ソフトウェアを非独占的に使用許諾するものとします。ただし、本許諾は著作権の各支分権に対応する行為の利用許諾となるものではありません。
- 2 当社はプレミアムメンバーに対し、提供ソフトウェアの利用に必要となる ID・パスワードを通知するものとし、この通知をもって前項の使用許諾が完了するものとします。
- 3 プレミアムメンバーは提供ソフトウェアを提供機器においてのみ使用することができるものとし、第 19 条（禁止事項）に定める禁止行為を行わないものとします。
- 4 事由の如何を問わず本メンバーシップの終了と同時に本条の使用許諾は失効し、その場合、プレミアムメンバーは直ちに提供ソフトウェアの利用を中止するものとします。

第 13 条 （サポートサービス）

当社はプレミアムメンバーに対し、本メンバーシップ期間中、次条以下の規定に従い、生活のデジタル化全般のお手伝いおよびサポート対象機器・サポート対象ソフトウェアの利用等に係るサポートサービスを提供します。

第 14 条 （プレミアムメンバー専用ダイヤル）

- 1 プレミアムメンバー専用ダイヤルは、当社のサービス提供内容に関するご相談、メンバーシップの内容及びプレミアムメンバーが入会しているコース内容やその変更及び退会等に関するご相談の電話窓口です。本メンバーシップの入会手続きは、プレミアムメンバー専用ダイヤルではなく店頭での手続き又はオンラインサインアップをご利用ください。
- 2 プレミアムメンバー専用ダイヤルは、プレミアムメンバーからのご相談・ご質問に対して当社が別に規定する範囲で答えるものとし、全てのご相談・ご質問等にお答えする義務

を負うものではありません。

- 3 プレミアムメンバー専用ダイヤルは、プレミアムメンバーから入会コースの変更・退会の申し出があった場合、P C D E P O T 店舗、ピーシーデポスマートライフ店舗、及びパソコンクリニック店舗にご来店いただくことをお願いする場合があります。

第 15 条 (24 時間リモートサポート)

- 1 24 時間リモートサポートは当社所定の業務委託先が提供するサービスであり、プレミアムメンバーに対し、電話、メール及び遠隔操作でサポートサービスを実施するものです。プレミアムメンバーの入会コースが 24 時間リモートサポートを含むものである場合、これを利用することができます。
- 2 プレミアムメンバーは、24 時間リモートサポートでの 1 事項の解決や、30 分相当の操作方法の指導につき、第 32 条（料金等の支払方法）に規定する方法で 1,000 円（税込額 1,100 円）を支払うものとします。
- 3 プレミアムメンバーからの申告に対し、解決のために必要となる作業内容や解決の判断は、当社及び当社所定の業務委託先が判断するものとします。
- 4 作業の実施にあたっては、プレミアムメンバーに事前に作業内容の説明を行い、その承諾を得てから実施するものとします。
- 5 24 時間リモートサポートは、プレミアムメンバーが申告した事項の解決を保証するものではありません。

第 16 条 (緊急地震速報及び津波注意喚起通知)

- 1 緊急地震速報サービスは、気象庁が発表する高度利用者向けの緊急地震速報に含まれる予報資料を用いて、気象庁長官の許可を得た予測手法に基づく予報を通知するサービスであり、地震の発生を予知するものではありません。プレミアムメンバーは以下の各号の規定を承諾するものとします。
 - (1) 緊急地震速報サービスには技術的限界があり、警報が実際の地震到達に間に合わなかったり、予測数値に誤差が生じたり、誤報を受信する場合があります。
 - (2) 緊急地震速報サービスの提供するデータの全部又は一部を利用できないことによって発生する損害に対し、当社は一切の責任を負わないこととします。
 - (3) プレミアムメンバーが緊急地震速報サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、プレミアムメンバーは自己の責任に基づき解決するものとし、当社は一切の責任を負わないこととします。
 - (4) 気象庁の緊急地震速報の提供中止又は変更事項に伴い、緊急地震速報サービスの中止又はサービス内容の変更を行う場合があります。
 - (5) 緊急地震速報の受信に使用する通信機器が故障しているとき及び電源が入っていないとき又はインターネット常時接続回線と接続されていないときは、緊急地震速

報を受信できません。

(6) 緊急地震速報サービスは、プレミアムメンバーが入会時又は第10条（届出事項の変更）に基づいて当社に届け出た設置住所において利用できるものとし、届け出た住所と異なる場所では利用はできません。

(7) 緊急地震速報の特性や限界については、気象庁が定めるところによります。

2 津波注意喚起通知は、緊急地震速報が発表されたときで、以下の各号を全て満たすとき、津波発生の注意喚起する表示を行うサービスです。

(1) 地震が発するエネルギーを表すマグニチュードが6.0以上であるとき

(2) 震源地が海域であるとき

(3) 震源の深さが50km以下であるとき

3 プレミアムメンバーは、緊急地震速報サービスを提供しているコースに入会しているとき、緊急地震速報サービスを利用できるものとし、その月額料金は別に定めるところによります。

4 津波注意喚起通知は、緊急地震速報サービスに入会しているプレミアムメンバーにのみ提供するものとし、その月額料金は別に定めるところによります。

第17条 (P C D E P O T デバイスマネージャー)

1 P C D E P O T デバイスマネージャー（以下、単に「デバイスマネージャー」といいます。）は、以下の各号に規定する情報の収集を行い、当社所定のサーバに保管します。収集した情報の利用目的や方法は第47条（個人情報の取り扱い）に規定するところによります。

(1) プレミアムメンバーが入会時又は第10条（届出事項の変更）に基づいて当社に届け出た個人情報

(2) 型番やシリアル番号等のサポート対象機器を特定するための情報

(3) プレミアムメンバーから届け出のあった、サポート対象機器の利用者に関する情報

(4) サポート対象機器の設定情報の一部（S S I D等のネットワークに関する情報及びインストールされたアプリケーション情報等）

(5) その他デバイスマネージャーの性能を実現するために必要な情報

2 当社は、サポート対象機器にデバイスマネージャーの導入を実施する際、事前にプレミアムメンバーの承諾を得るものとします。

第18条 (対象サービスに関する「使い方お手伝い」)

1 当社は、プレミアムメンバーが他の事業者から提供されるサービス（電子マネー決済、ネット通販、オンラインサービス、各種アプリケーション等。以下、本条において「対象サービス」といいます。）を利用するにあたり、クレジットカード登録を伴う設定作業・手続等の支援を「使い方お手伝い」として行います。

- 2 プレミアムメンバーは、「使い方お手伝い」をご依頼いただく前に、予め、対象サービスの内容を十分に理解するとともに、サービス提供事業者が提示する利用規約等（他の事業者へ支払う年会費の有無や解約方法、免責事項等を含む）を確認のうえ、同意の上でご依頼いただくものとします。当社はプレミアムメンバーに対し、対象サービスのサービス内容、契約内容又は契約締結判断について、何らかの情報又はアドバイスを提供するものではありません。
- 3 プレミアムメンバーが「使い方お手伝い」を利用して対象サービスの登録作業を行った場合、対象サービスに係る契約はプレミアムメンバーとサービス提供事業者との間で直接に成立するものであり、両者間の債権債務関係に関して当社は何らの責任を負いません。
- 4 当社は、「使い方お手伝い」の際に知り得たプレミアムメンバーの個人情報を、「使い方お手伝い」終了後に直ちに破棄するものとします。
- 5 以下の各号のいずれかに該当する場合、当社はプレミアムメンバーに対する「使い方お手伝い」をお断りすることがあります。
 - (1) 対象サービスが法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき
 - (2) お手伝い行為が法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき
 - (3) 対象サービスが高額、長期間又は専門的な契約を内容とするものであるとき
 - (4) プレミアムメンバーが対象サービスのサービス内容又契約内容を十分に理解していないとみられるとき
 - (5) 前各号のほか、プレミアムメンバーに対する「使い方お手伝い」が不適切であると当社が判断するとき
- 6 「使い方お手伝い」による対象サービスの登録、又は登録した対象サービスの利用によりプレミアムメンバーに何らかの損害が生じた場合でも、当社は、当社従業員に故意又は重過失ある場合を除き、当該損害について一切の責任を負いません。

第 19 条 （禁止事項）

プレミアムメンバーは、本メンバーシップ期間中、以下の各号に記載の事項を行うことは禁止されています。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
- (3) 当社又は第三者の著作権、商標権、特許権、意匠権、不正競争防止法の営業秘密に係る権利その他の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上又はメンバーシップにおける権利を侵害する行為
- (4) 対象機器又は対象コンテンツ並びに提供ソフトウェアの分解、改造、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル

- (5) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（当社の認めたものを除きます。）、当社や他のお客様に対する嫌がらせや誹謗中傷、風説の流布を目的とする行為、その他メンバーシップが予定している利用目的と異なる目的でメンバーシップを利用する行為
- (6) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為
- (7) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
- (8) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為
- (9) 当社のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、同様の質問を必要以上に繰り返す等、当社に対し不当な問い合わせ又は要求をする行為、その他当社による本サービスの運営又は他のお客様によるメンバーシップの利用を妨害し、これらに支障を与える行為
- (10) 本メンバーシップにおける権利義務、提供機器、提供ソフトウェア、プレミアムメンバー資格の全部若しくは一部の譲渡、貸与、質入その他の担保提供、又はメンバーシップにおける地位の移転
- (11) 上記(1)から(10)のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
- (12) その他、当社が不適当と判断した行為

第 20 条 （メンバーシップ期間）

- 1 本メンバーシップのメンバーシップ期間は、第 11 条（提供開始日）に規定するプレミアムサービスの提供開始日を始期とし、提供開始日の属する暦月の翌暦月の初日から起算して「お申込み内容 確認事項」記載のメンバーシップ期間が経過することとなる日（以下「満了日」といいます。）をもって終期とします。
- 2 第 42 条（メンバーシップ期間満了時の扱い）に定める定期コースのメンバーシップ期間は、定期コースに入会した日又は定期コースを自動更新した日を始期とし、これらの日の属する暦月の翌暦月の初日から起算して、本条第 3 項に規定する定期コースの種別に基づく最低利用期間が経過することとなる日（以下「更新日」といいます。）を終期とします。
- 3 定期コースの更新月は、本条に規定する満了日又は更新日の属する暦月の前暦月の 21 日から満了日又は更新日の属する暦月の 20 日までの期間をいいます。

第 21 条 （免責）

- 1 当社は、提供機器又は提供ソフトウェアに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当社は、プレミアムメンバーに対して、係る瑕疵を除去して本サービスを提供す

る義務を負いません。

- 2 当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行又は不法行為によりプレミアムメンバーに生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当社又はプレミアムメンバーが損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。又、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行又は不法行為によりプレミアムメンバーに生じた損害の賠償は、プレミアムメンバーから当該損害が発生した月に受領した料金額を上限とします。

第4章 提供機器の取り扱い

第22条 (提供機器の提供)

- 1 当社はプレミアムメンバーに対し、「お申込み内容 確認事項」記載の提供機器を譲渡するものとし、プレミアムメンバーは提供機器を譲り受けるものとします。
- 2 提供機器の所有権は、提供機器の引き渡しとともに当社からプレミアムメンバーに移転します。

第23条 (機器提供の対価)

前条に定める提供機器の所有権移転の対価は、プレミアムメンバーが当社に支払うサービス一体型メンバーシップの月額料金に含まれます。

第24条 (提供機器の使用)

- 1 プレミアムメンバーは、本メンバーシップ期間中、提供機器を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、提供機器を第三者に有償・無償を問わず譲渡、貸与等してはならないものとします。
- 2 提供機器の本体設定は当社にて行うものとし、プレミアムメンバーは当社従業員により提供機器の包装等を開封すること、及び、提供機器に当社所定の設定を行うことを承諾するものとします。
- 3 プレミアムメンバーの使用中に生じた故障・動作不良等の修理費用は、第26条（提供機器の瑕疵）第1項に定めるものを除き、プレミアムメンバーによる負担とします。
- 4 プレミアムメンバーは、提供機器に任意のソフトウェアやアプリケーションをインストールして使用することが可能ですが、これらは当社が提供するサポートサービスの対象外とします。又、これらにより提供機器の動作不良等が生じた場合における修理等はプレミアムメンバーの負担によるものとします。

第25条 (提供機器に対する安全確認)

当社従業員が提供機器に対する設定・修理を行う場合、機器ごと、手順ごとに安全確認

を行います。安全確認が出来ない場合には、作業を一時中断又は中止することがあります。

第 26 条 (提供機器の瑕疵)

- 1 提供機器に動作不良等の瑕疵がある場合、以下の各号に定める場合を除き、引き渡し日から起算して 12 ヶ月以内に限り、提供機器に瑕疵がある旨をプレミアムメンバーが当社に通知して、提供機器の修補を求めることができるものとします。
 - (1) 当該動作不良等が第 24 条 (提供機器の使用) 第 4 項によりプレミアムメンバーがインストールしたソフトウェア・コンテンツに起因するものである場合 (当該ソフトウェア・コンテンツに付着したコンピュータウイルス等に起因する場合を含みます)
 - (2) 提供機器に対する強い衝撃、落下、破損、水濡れ、常温常圧下以外での使用、その他提供機器に故障等を生じることが相当な事由があり、当該事由に起因して提供機器の動作不良等が生じた場合
 - (3) プレミアムメンバーが第 19 条 (禁止事項) に定める禁止事項に違反した場合
- 2 前項に規定する修補の求めがあった場合、当社はその判断により、提供機器の瑕疵の修補又は提供機器の交換を行うものとし、その費用は当社が負担します。
- 3 提供機器の引き渡しの日から 12 ヶ月を経過した後に当社に通知いただいた動作不良等については、動作不良等の原因にかかわらず有償の修理又は機器交換となり、当社はプレミアムメンバーに対し、修理又は機器交換に要する費用を請求することができるものとします。ただし個別規約、「お申込み内容 確認事項」で特段の定めがある場合はこの限りではありません。

第 5 章 プレミアムサービスの利用料金

第 27 条 (料金等の支払)

- 1 プレミアムメンバーは当社に対し、本メンバーシップで定めるサービス一体型メンバーシップの対価として、「お申込み内容 確認事項」に記載の料金（月額料金又は年額料金等入会するコースが定めるところによります）及びその他諸費用（オプション料金、第 29 条（手続きに関する料金の支払義務）に規定する各手数料、工事費用ほか）を支払うものとします（以下、料金及び諸費用を総称して「料金等」といいます。）。
- 2 前項の料金等は、第 22 条（提供機器の提供）に定める提供機器の提供、第 12 条（提供ソフトウェアの使用許諾）に定める提供ソフトウェアの使用許諾、及び第 13 条（サポートサービス）以下に定めるサポートサービスを包含したサービス一体型メンバーシップの総体的な対価として合意されているものです。
- 3 当社に対する料金等の支払いは、別段の定めがない限り、当社又は集金代行業者が集金するものとします。
- 4 当社が提供するプレミアムサービスの料金について、社会経済情勢、原価、物価の変化、

性能担保及び安全性確保のための機能追加、範囲拡大、インフラなどの設備投資、又は利用状況や環境の変化から、料金改定が必要となった場合、当社が適当と判断する方法に従いプレミアムメンバーに通知するものとし、当該改定が有効となる月から、改定後の料金等を適用することができるものとします。

- 5 当社は、プレミアムサービスの料金等その他本メンバーシップに基づき当社がプレミアムメンバーに対して有する債権の請求及び受領行為を集金代行業者に委託することができるものとします。
- 6 プレミアムメンバーは、プレミアムサービスの入会時に料金等の支払方法を当社又は集金代行業者に通知するものとします。
- 7 料金支払の遅延があった場合、又は、事由の如何を問わず料金等の支払が確認できなかった場合、当社又は集金代行業者より、当社又は集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。
- 8 当社は、既に受領した料金等について返還する義務を負わないものとします。
- 9 プレミアムメンバーが料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、又は通知した支払方法による料金等の支払が確認できない等の事由により、当社又は集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合には、別に定める手数料を加算して料金等を請求できるものとします。
- 10 当社が別に定める申込手数料や工事費その他申込に際して支払いを要する料金については、初回の月額料金と併せて支払うものとします。

第 28 条 (料金等の支払義務)

- 1 プレミアムサービスの月額料金等は、当社が別に定める料金表によるものとします。
- 2 プレミアムサービスは、提供開始日が属する料金月（第 33 条（料金等の計算方法）で規定するところによります。）の翌料金月の料金から起算して、第 43 条（早期退会）で規定する退会日までの期間について、支払いを要するものとします。

第 29 条 (手続きに関する料金の支払義務)

- 1 プレミアムメンバーは、プレミアムサービスに係るメンバーシップの申込又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは以下の各号に規定する手数料の支払いを要します。ただし、当社が別に定める場合は当該規定によるものとします。
 - (1) 「入会金」は、プレミアムメンバーが本メンバーシップに入会する際に 5,000 円（税込額 5,500 円）の支払いを要するものとします。
 - (2) 「事務手数料」は、プレミアムメンバーが本メンバーシップの入会と同時に、又は本メンバーシップの入会中に、入会中のコースを変更する場合やオプションサービスを追加登録する場合に支払いを要するものとし、その料金額はコースやオプションサービス毎に当社が別に定めるところによります。なお、同時に複数のコースやオ

ーションサービスに入会する場合でも、入会するコースやオプションサービス毎に支払いを要するものとします。

- (3) 「店頭支払金」は、本メンバーシップの入会やコース変更にあたって、入会金や事務手数料と別に支払いを要するものであり、入会又はコース変更の日に当社が別に定めた料金額の支払いを要するものとします。
- (4) 「解約手数料」は、本メンバーシップの提供にあたって当社に生じた初期投資や提供機器の所有権移転の対価及びその他当社が負担した料金の回収のための手数料であり、プレミアムメンバーが入会している本メンバーシップを解約する場合に支払いを要するものとします。解約手数料の料金額は本メンバーシップ毎に当社が別に定めるところによります。
- (5) 「通信プラン変更手数料」は、入会しているワイヤレスデータ通信サービス付コースにおいて、週間データ通信量や月間データ通信量を変更する際に 3,000 円（税込額 3,300 円）の支払いを要するものとします。
- (6) 「メンバーカード再発行手数料」は、第 7 条（プレミアムメンバーカードの再発行）の規定において当社が本カードの再発行を認め、再発行の手続きを行う際に 1,000 円（税込額 1,100 円）の支払いを要するものとします。
- (7) 「口座自動振替手数料」は、第 32 条（料金等の支払方法）第 2 項に規定の口座自動振替によるプレミアムサービスの料金の支払いをする場合に、200 円（税込額 220 円）をプレミアムサービスの料金等に加算して得られた料金額を請求するものとします。なお、口座自動振替手数料は当該コースの月額料金に含まれており、本メンバーシップの月額料金と口座自動振替手数料を一体として取り扱うものとします。
- (8) 「払込票発行手数料」は、第 27 条（料金等の支払）第 9 項に規定の払込票を発行して料金等の請求を行う場合に、当社及び集金代行業者又は請求事業者（第 39 条（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）は、プレミアムメンバーに対して払込票による支払につき 300 円（税込額 330 円）を請求できるものとします。
- (9) その他手数料等は、当社が別に定めるところによる料金の支払いを要するものとします。

2 前項の規定にかかわらず以下の各号に該当する場合に、プレミアムメンバーは事務手数料及び通信プラン変更手数料の支払いを要しません。

- (1) プレミアムメンバーが 70 歳以上で第 11 条（提供開始日）に定める提供開始日より 3 ヶ月以内に当社へ入会コースの変更の申し出があったとき
- (2) プレミアムメンバーが 75 歳以上でメンバーシップ期間にかかわらず当社へ入会コースの変更の申し出があったとき

第 30 条 （メンバーシップ期間に係る解約手数料の支払義務）

1 プレミアムメンバーは、本メンバーシップのメンバーシップ期間中に本メンバーシッ

プを早期退会する場合には、「お申込み内容 確認事項」に記載の解約手数料を支払うものとします。

2 前項の規定にかかわらず以下の各号に該当する場合に、プレミアムメンバーはそのメンバーシップ期間に係る解約手数料の支払いを要しません。ただし、提供機器がある場合はこの限りではないものとします。

- (1) メンバーシップ期間の満了月（更新月）においてプレミアムサービスの退会の申し出があったとき
- (2) プレミアムメンバーの死亡に関する届け出があった場合であってその死亡日から当社が定める期間内にその退会の申し出があったとき
- (3) プレミアムサービスと同じメンバーシップ種別で別のメンバーシップ区分のコースへ変更する場合で当社が認めたとき
- (4) プレミアムメンバーが 70 歳以上で第 11 条（提供開始日）に定める提供開始日より 3 ヶ月以内に当社へ退会の申し出の申し出があったとき
- (5) プレミアムメンバーが 75 歳以上でメンバーシップ期間にかかわらず当社へ退会の申し出の申し出があったとき

3 前項の場合においても、プレミアムメンバーは第 27 条（料金等の支払）に規定する料金等のうち解約手数料以外の支払いを免れないものとします。

第 31 条（定期コースに係る解約手数料の支払義務）

1 プレミアムメンバーは、第 42 条に規定する定期コースの締結後に、第 20 条（メンバーシップ期間）第 3 項に定める定期コースの更新月以外で退会することを当社に通知したとき、定期コースを解除して一般コースを締結するとき、及び、当社がその定期コースを解除したときは、以下に規定する料金の支払いを要します。

区分	料金額 次の税抜額（かっこ内は税込額）	
定期コースに係る解約手数料 (1 メンバーシップごとに)	年とく割	3,000 円 (3,300 円)
	2 年とく割	10,000 円 (11,000 円)
	3 年とく割	10,000 円 (11,000 円)

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、プレミアムメンバーはその定期コースに係る解約手数料の支払いを要しません。

- (1) 定期コースの更新月においてその定期コースの退会の申し出があったとき
- (2) プレミアムメンバーの死亡に関する届け出があった場合であってその死亡日から当社が定める期間内にその退会の申し出があったとき
- (3) 定期コースの解除と同時にメンバーシップ期間が定められている当社所定のコースに入会するとき

(4) プレミアムメンバーが 70 歳以上で第 11 条（提供開始日）に定める提供開始日より 3 ヶ月以内に当社へ退会の申し出があったとき

(5) プレミアムメンバーが 75 歳以上でメンバーシップ期間にかかわらず当社へ退会の申し出があったとき

3 前項の場合においてもプレミアムメンバーは第 27 条（料金等の支払）に規定する料金等のうち解約手数料以外の支払いを免れないものとします。

第 32 条 （料金等の支払方法）

- 1 第 27 条（料金等の支払）に定める料金等を当社が集金する場合、プレミアムメンバーが当社所定の方法により登録したクレジットカードで当該料金等を支払うものとします。
- 2 クレジットカードの請求締め日や支払日は、登録されたクレジットカードの発行会社が規約において定めている請求締め日及び支払日に従うものとします。第 10 条（届出事項の変更）において、クレジットカードの変更を行ったことによる請求締め日及び支払日等の変化については当該クレジットカード発行会社の規約によるものとし、当社は一切の説明義務を負わないものとします。
- 3 プレミアムメンバーは、当社に別に申し出をしない限り、毎月継続的に料金等を支払うものとします。
- 4 当社は、プレミアムメンバーの料金等の計算を第 33 条（料金等の計算方法）に定める料金等計算日に行い、確定します。
- 5 当社は、前項で確定した料金等の請求を当該クレジットカード会社に対し、料金等計算日から 6 日以内に行うものとします。
- 6 プレミアムメンバーと、当該クレジットカード会社の間で料金等及び工事費その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず、入会するコースが口座自動振替・自動払込（以下「口座コース」といいます。）により料金等を支払うことを定めている場合に限り、集金は集金代行業者が運営する収納代行サービスを通じて行われるものとします。なお、当該収納代行サービスの料金等の支払方法等は、各集金代行業者が定める当該収納代行サービスの規約によるものとします。
- 8 事務手数料及び解約手数料等について、当社が認めた場合に限り、P C D E P O T 店舗、ピーシーデポスマートライフ店舗で支払ができるものとします。なお、パソコンクリニック店舗では、本メンバーシップに係る料金の一切の支払はできないものとします。
- 9 当社は、クレジットカード払いにて收受した本メンバーシップに係る料金等に関して領収書を発行する義務を負いません。プレミアムメンバーは、本メンバーシップの料金等について、当社に領収書を請求しないこととします。

第33条 (料金等の計算方法)

- 1 当社は、料金及び工事費その他の債務において、本規約に別段の定めがある場合を除いて、毎暦月の初日から末日までの間（以下「料金月」といいます。）を単位として計算します。
- 2 当社は、プレミアムサービスの料金等を料金月の前暦月の前日に計算します。このときの料金等の計算日を料金等計算日といいます。
- 3 プレミアムメンバーは、プレミアムサービスで支払いをする料金等を、料金月の前暦月の末日に支払うものとします。
- 4 前項の規定にかかわらず、次表に定めるメンバーシップ種別の料金については、当社は次表「料金等計算日」欄に規定する日に料金等の計算を行い、プレミアムメンバーは、次表「支払日」欄に規定する日に料金等を支払うものとします。

メンバーシップ種別	料金等計算日	支払日
口座コースの月額料金、手数料、解約手数料等	料金月の末日	料金月の翌月 27 日
音声通話サービスに係るもの	音声 SIM サービスの料金で従量料金以外のもの、FTTH サービスの料金で従量料金以外のもの、インターネット電話サービスの従量料金、プレフィックス方式の電話サービスの従量料金	料金月の末日
	音声 SIM サービスの従量料金、FTTH サービスの従量料金	料金月の翌月末日
VOD サービスに係るもの	VOD サービスの月額料金、VOD サービスで追加購入したポイントの料金	料金月の末日

- 5 事由の如何を問わず、プレミアムサービスを退会した場合は、プレミアムメンバーは退会の日までの料金等を支払うものとします。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る料金等計算の起算日、締切日を変更することがあります。

第34条 (端数処理)

当社は、料金及び工事費その他の債務の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第35条 (料金の一括後払い)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、プレミアムメンバーの承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

第36条 (消費税相当額)

- 1 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
- 2 本章又は個別規約の各規定に基づき料金の支払いを要するものとされている場合、プレミアムメンバーは当社に対し、この料金に対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。

第37条 (料金等の臨時減免)

- 1 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本メンバーシップの規定にかかるわらず、当社の裁量により臨時にその料金及び工事費その他の債務を減免することができます。
- 2 当社は前項の規定に基づき料金及び工事費その他の債務の減免を行ったときは、P C D E P O T 店舗、ピーシーデポスマートライフ店舗及びパソコンクリニック店舗に掲示する等の方法でその旨を周知します。

第38条 (延滞利息)

プレミアムメンバーは、料金及び工事費その他の債務（第39条（債権の譲渡等）の規定に基づき、当社が請求事業者（第39条（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から債務が現実に支払われた日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として付加して支払うものとします。

第39条 (債権の譲渡等)

- 1 プレミアムメンバーは、当社がプレミアムサービスに係る料金及び工事費その他の債務に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に委譲することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、プレミアムメンバーへの個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2 プレミアムメンバーは、当社が前項の規定に基づき請求事業者への債権を譲渡する場合において、当社が別途定めるプライバシーポリシーに規定した個人情報を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3 プレミアムメンバーは、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第6章 プレミアムサービスの利用中止等

第40条（利用中止）

- 1 当社は、当社又は提携事業者の保守上やむを得ない場合、プレミアムサービスの提供を中止することがあります。
- 2 当社が前項の規定に基づいてプレミアムサービスの提供を中止するときは、事前に当社ホームページに掲載し、又は当社が適当と判断した方法でプレミアムメンバーにお知らせ致します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第41条（利用停止）

- 1 当社は、プレミアムメンバーが以下の各号のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（ただしプレミアムサービスに係る料金及び工事費その他の債務を支払わないときは、6ヶ月の制限なく、これらが支払われるまでの間とします）、プレミアムサービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金、工事費その他プレミアムメンバーが負う債務について支払期日を経過しても支払わないとき（支払期日を経過した後、P C D E P O T 店舗、ピーシーデポスマートライフ店舗以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないとき、及び、第39条（債権の譲渡等）の規定に基づき当社が債権を譲渡した場合であって、その譲渡先への支払がない時を含みます。）
 - (2) プレミアムサービスのメンバーシップ申込に当たり当社所定の事実に反する記載を行ったことが判明した場合
 - (3) 第10条（届出事項の変更）の規定に違反したとき及び届け出た内容が事実に反することが判明した場合
 - (4) 第19条（禁止事項）の規定に違反したと当社が判断したとき
 - (5) 前各号のほか当社の業務遂行又は当社の設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- 2 当社は前項の規定に基づきプレミアムサービスの利用停止措置を行うときは、予めそのことをプレミアムメンバーに通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 当社が本条に基づき利用停止を行った場合でも、当社は当該利用停止措置に起因して生じるプレミアムメンバーの直接又は間接の損害について一切責任を負わないものとします。

第7章 本メンバーシップの終了

第42条 (メンバーシップ期間満了時の扱い)

- 1 メンバーシップ期間が満了した場合、プレミアムメンバーは①一般コース、②定期コースのいずれかを申し込むことができます。
- 2 プレミアムメンバーが一般コースを選択した場合、本メンバーシップは更新されますが、プレミアムメンバーは、提供機器がある場合を除き、解約料金の負担なくいつでも解約することができます。提供機器がある場合は、「お申込み内容 確認事項」に記載の解約手数料に定めるところによります。
- 3 プレミアムメンバーが定期コースを選択した場合、第20条(メンバーシップ期間)に規定する更新日に自動更新され、第20条(メンバーシップ期間)第3項に定める定期コースの更新月以外での解約には解約料金が発生します。
- 4 定期コースは以下に定める種別があり、それぞれの種別に応じたメンバーシップ期間中、入会コースの月額料金から割り引きます(締結可能な定期コースの種別及び締結の可否については、入会するコースに応じて当社が別に定めるところによります。)。

定期コースの種別	メンバーシップ期間	割引額(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
年とく割	12ヶ月	500円(550円)
2年とく割	24ヶ月	700円(770円)
3年とく割	36ヶ月	1,000円(1,100円)

- 5 プレミアムメンバーは、第20条(メンバーシップ期間)に定める定期コースの更新月に、定期コースを一般コースに変更することができます。
- 6 プレミアムメンバーは、最低利用期間経過後に自動的に定期コースを締結する旨当社が定めるコースについて、最低利用期間中又は更新月において、定期コースの自動締結を解除し、一般コースの締結を申し込むことができます。

第43条 (早期退会)

- 1 本メンバーシップのメンバーシップ期間中であっても、プレミアムメンバーは当社に対し、退会を申し出ることによってプレミアムメンバーを退会することができるものとします。
- 2 プレミアムメンバーが当社に対して退会を申し出た場合、毎月の初日から20日までは当社に当該申し出のあった月の末日を退会日とし、毎月の21日から末日までは当社に当該申し出のあった月の翌月末日を退会日とします。なお、当該申し出に不備又は不足があった場合には、当社はプレミアムメンバーにその旨を当社所定の方法で通知しますが、不備不足が是正された適式な申し出が到達したときをもって退会の申し出の到達とみなします。

ます。

- 3 当社は、退会時にサービス対象機器に対して行った各種設定や修理その他の技術的措置に対する原状復帰は、行わないものとします。

第44条 (メンバーシップ解除)

- 1 当社は、プレミアムメンバーが以下の各号のいずれかに該当した場合、本メンバーシップを解除してプレミアムメンバーを退会させることができるものとします。
 - (1) 第4条(メンバー登録)第5項に定めるメンバー登録上の禁止事項に該当したとき
 - (2) 第19条(禁止事項)に定める禁止行為を行ったとき
 - (3) 第41条(利用停止)の規定によりプレミアムサービスの利用を停止されたプレミアムメンバーが、相当期間を経過してもなおその事実を解消しないとき
 - (4) プレミアムメンバーが第41条(利用停止)第1項各号のいずれかの事由に該当し、かつその事実が当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
 - (5) プレミアムメンバーが料金等の支払方法として指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカードの利用メンバーシップの解除その他の事由によりクレジットカードの利用を認められていないことを当社が認識し、かつプレミアムメンバーが他のクレジットカード(プレミアムメンバー名義であり、かつ有効なクレジットカードに限ります。)を支払方法として提示しないとき
 - (6) 当社がメンバー登録を承諾したものの当社が定める期日までにプレミアムサービスの提供を開始できないとき
 - (7) 前各号のほかプレミアムメンバーが本メンバーシップのいずれかの規定に違反し、当社が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項のほか、プレミアムメンバーの死亡について当社に届出があり、当社がその事実を認識した場合、死亡の事実を確認した日をもって退会の届出があったものとして、退会日を定めるものとします。
- 3 プレミアムメンバー(プレミアムメンバーが死亡した場合はその法定相続人、以下本項において同じ。)は、本条の規定により退会となる場合、当社所定の期日までに提供機器を当社に譲渡することができます。この場合、提供機器の引渡しに要する送料等はプレミアムメンバーが負担するものとします。

第45条 (メンバーシップ終了後の残債支払義務)

プレミアムメンバーは、事由の如何を問わず本メンバーシップが終了した場合も、メンバーシップ存続中に発生した債務についての支払義務を免れないものとします。このときプレミアムメンバーは残債務を一括払いにて支払うものとします。

第46条 (存続条項)

事由の如何を問わず本メンバーシップが終了した場合でも、第6条(プレミアムメンバーカードの管理)第3項、第9条(メンバー情報の管理及び利用)、第21条(免責)、第27条(料金等の支払)、第28条(料金等の支払義務)、第29条(手続きに関する料金の支払義務)、第30条(メンバーシップ期間に係る解約手数料の支払義務)、第31条(定期コースに係る解約手数料の支払義務)、第36条(消費税相当額)、第38条(延滞利息)、第39条(債権の譲渡等)、本条、第49条(譲渡禁止等)、第51条(裁判管轄)、第52条(準拠法)、第53条(分離性)の規定は依然として効力を有するものとします。

第8章 雜則

第47条 (個人情報の取扱い)

- 1 当社がプレミアムメンバーから取得する個人情報の項目、利用目的及び第三者提供を行う場合については、いずれも当社が別に定めて公表するプライバシーポリシー(https://www.pcdepot.co.jp/p_policy.html)の定めるところによるものとします。
- 2 当社はプレミアムメンバーの個人情報を善良なる管理者の注意をもって厳格に管理するものとし、万が一にも個人情報の流出等が生じることのないよう十分な管理を行うものとします。
- 3 プレミアムメンバーは、当社がプライバシーポリシー記載の利用目的及び利用態様に従ってプレミアムメンバーの個人情報を利用することに同意するものとします。

第48条 (暴力団等反社会的勢力の排除)

- 1 両当事者は、相手方に対し、本メンバーシップ入会時において、自ら(法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者をいいます。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2 当当事者の一方は、相手方が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本メンバーシップを解除することができるものとします。
- 3 当当事者の一方が、前項の規定により本メンバーシップを解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方当事者の損害を賠償する責を負わないものとします。

第49条 (譲渡禁止等)

- 1 プレミアムメンバーは、本メンバーシップにおける権利義務の全部又は一部について、第三者への譲渡、担保提供などの処分行為を行ってはならないものとします。
- 2 本メンバーシップは当社とプレミアムメンバーとの信頼関係を基礎とする継続的な関

係であるため、プレミアムメンバーが死亡した場合、本メンバーシップにおける権利又はメンバーシップにおける地位を相続人又は第三者が承継することはできず、メンバーシップ関係は終了します。

3 前項の場合でも、プレミアムメンバーが当社から機器の提供を受けている場合、法定相続人は個別規約の内容に従って提供機器を当社に譲渡しなければならないものとします。

第 50 条 (本規約の変更)

1 当社は、プレミアムメンバーに新たなサービスを迅速に提供するため、および当社が必要と認めた場合、本規約を民法第 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

2 前項による本規約の変更は、変更後の内容を当社のホームページで公表し、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

3 前項にかかわらず、プレミアムメンバーに有利な本規約の変更は、公表日に適用されるものとします。

第 51 条 (裁判管轄)

本メンバーシップに基づく紛争は、横浜簡易裁判所又は横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 52 条 (準拠法)

本メンバーシップの準拠法は日本国法とし、本メンバーシップの効力及び解釈は同国法に基づき判断されるものとします。

第 53 条 (分離性)

本規約又は個別規約の一部の規定が無効で強制力を持たない場合でも、他の部分の有効性はその影響を受けず、引き続き有効に強制力を持ち続けるものとします。

令和 3 年 11 月 1 日 改定

＜ご相談窓口＞

- 1 本メンバーシップについてのお問い合わせ、ご相談は最寄りの P C D E P O T 店舗、ピーシーデポスマートライフ店舗及びパソコンクリニック店舗、又は下記にご連絡ください。

株式会社ピーシーデポコーポレーション

プレミアムメンバー専用ダイヤル（営業時間：10：30～19：00）

電話番号： 0120-936-641

- 2 個人情報の開示・訂正・削除等のプレミアムメンバーの個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。下記の窓口及び方法で本人（又は代理人）であることを確認した上で、書面の交付その他の方法で回答します。なお、個人情報の開示請求の場合、1回の請求ごとに簡易書留郵便に係る実費をお支払いただくものとします。

株式会社ピーシーデポコーポレーション

個人情報ご相談窓口（営業時間： 10：00～17：30）

〒220-0011

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号 横濱ゲートタワー19階

電話番号： 045-330-9309

E-mail : information@pcdepot.co.jp